

年金の加入状況が変わる方へ

結婚や就職、転職などにより年金の加入状況が変わると、そのつど届出が必要となります。届出を忘れると、将来受け取る年金額が減額や受給できなくなる場合があります。

下記に当てはまる方は、届出が必要です。忘れずに届出しましょう。

現在の年金種別	こんなとき	届出先
第1号被保険者 (自営業者・学生など)	会社などに就職したとき	勤務先
	配偶者に扶養されるようになったとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	配偶者の勤務先
第2号被保険者 (会社員・公務員)	会社などを退職したとき	本人 扶養されている配偶者
	会社などを退職し配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	配偶者の勤務先
第3号被保険者 (会社員・公務員に扶養 されている配偶者)	会社などに就職したとき	勤務先
	第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき (離婚・収入増のとき)	下記届出先

◆届出・問い合わせ = 下館年金事務所 ☎0296-25-0829

④健康保険課(内線1230)

⑤暮らしの窓口課(内線8027)



日本年金機構HP

成年年齢引き下げによる消費者トラブルにご注意!

4月から成年年齢が18歳になりました。18歳になると親の同意なく契約を結べるようになりますが、一度結んだ契約は簡単には取り消すことができなくなります。少しでも怪しいと思ったら、一人で悩まず、友人や家族に相談するか、お気軽に消費生活センターにご連絡ください。

トラブルを防ぐポイント

- その場で契約を決めない
- うまい話はきっぱりと断る
- クーリングオフなどのルールを知る
- 借金をすすめる業者は信用しない



ご相談は
こちら

- ▶ 相談窓口：④常総市消費生活センター
- ▶ 相談日：本庁舎(月～水曜日及び金曜日)、石下庁舎(木曜日) ※相談無料
- ▶ 時間：午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)
- ▶ 電話相談：☎23-0747

◆問い合わせ = ④商工観光課(内線2440)

インターネット 無料相談

(操作方法や設定方法など)



2022年5月14日(土) 9:30～14:30

03-6265-3253

スマートフォン、パソコン、タブレットの操作方法や設定方法が分からない! そんな方のために無料でサポート(補助)を致します。時間予約制になりますので、お電話でご予約下さい。

※お申込受付は先着順とし、定員になり次第締め切ります。



開催場所：常総市生涯学習センター会議室 1
小口商事株式会社 担当：小口 正光

広報常総に広告を掲載しませんか

市では、新たな財源確保と地域経済を活性化するために、「広報常総」に有料広告を掲載しています。

事業所や商店のPRにご活用ください。

お問い合わせは、④秘書課へ ☎23-2111(内線3220)